

加古川市立知的障害者総合支援センター

移管先法人募集要項

令和元年5月

加古川市 福祉部 障がい者支援課

目 次

1	はじめに	1
2	総合支援センターの現況	1
3	移管先法人による運営開始日	2
4	土地、建物及び物品の取扱い	2
5	応募資格等	2
6	スケジュール	3
7	募集要項及び現地説明会等	3
8	応募にあたっての提出書類等	4
9	移管先法人の選考に関する事項	5
10	その他	7
11	問合せ先及び応募書類等提出先	7

別紙 1	土地、建物及び物品の取扱いについて
別紙 2	施設の運営にあたり遵守すべき事項
別紙 3	現地説明会参加申込書
別紙 4	質問書
別紙 5	提出書類一覧
別紙 6	運営状況（平成 30 年 10 月 1 日現在）

様式 1	加古川市立知的障害者総合支援センター移管先法人応募申込書
様式 2	応募の動機・目的等
様式 3	事業計画書
様式 4	実施体制
様式 5	法人概要書

1 はじめに

加古川市立知的障害者総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）は、平成8年4月1日に開設され、現在は指定管理者制度に基づき「社会福祉法人加古川はぐるま福祉会」が運営している知的障害者支援施設です。

加古川市では、民間活力の活用を図ることを目的として総合支援センターを令和2年度から民営化する予定であるため、公募型プロポーザル方式を審査方法とし、総合支援センターの運営を引き継ぐ社会福祉法人（以下「移管先法人」という。）を募集します。

2 総合支援センターの現況（移管先法人が実施する業務に関するもの）

所在地	加古川市山手1丁目11番10号
面積	敷地面積 約2,749平方メートル 延床面積 約2,463平方メートル
都市計画による制限	・第1種中高層住居専用地域 建ぺい率：60% 容積率：200% ・第3種高度地区 ・防災・準防火地域：指定なし
施設の状況	・平成8年4月1日開設 ・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階建 ・平成30年7月から12月まで、改修工事（外壁、屋根、内装、電気設備、機械設備、エレベーター、外構 等）を実施。
定員	・生活介護事業に係る定員：65人 ・日中一時支援及び短期入所事業に係る定員：4人 ・施設入所支援に係る定員：40人
開所時間	24時間 ※ただし、生活介護事業については、午前9時から午後5時まで
休所日	なし ※ただし、生活介護事業については、次のとおり。 ・日曜日及び土曜日 ・12月28日から翌年1月4日まで ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
その他	職員の配置状況や利用者の状況等については、別紙6のとおり。

【農業用水管について】

総合支援センターの敷地内（地中）には、東南にある新池から北東にある竜ヶ池に至る用水管が埋設されています。用水管に関する状況としては、次のとおりです。

- ・平成22年6月に、総合支援センター付近の土地において、用水管の破損に起因する地面陥没事象が発生しました。
- ・平成22年12月に用水管内をカメラ調査した結果、亀裂や破損が見られるなど老朽化していることが判明し、危険と認められる箇所は工事を施工しています。
- ・用水管の設置者は不明であり、地面陥没事象発生以降、抜本的な改修工事や調査が行われた形跡はありません。
- ・平成7年度に総合支援センターの施設を建設する際には、用水管があることが判明したため、用水管の位置を考慮した基礎工事を行っています。

3 移管先法人による運営開始日

令和2年4月1日

4 土地、建物及び物品の取扱い

土地、建物及び物品の取扱いは別紙1のとおりとします。

5 応募資格等

(1) 応募にあたっての要件

次に掲げる全ての要件を満たす法人とします。

- ① 社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設を経営する事業のうち、知的障がい者を対象とした事業の経験を5年以上有すること。
- ③ 施設の運営に意欲を有し、継続的・安定的な運営をすることについて、資金の調達、人材の確保等が十分に可能であること。
- ④ 別紙2「施設の運営にあたり遵守すべき事項」に掲げる全ての事項を遵守できること。

(2) 応募の制限

次のいずれかに該当する法人は応募することができません。また、応募後から移管先法人として決定するまでの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、その応募は取り消されます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加が制限されている者
- ② 加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づき、指名停止を受けている者
- ③ 加古川市税を滞納している者
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生の手続をしている者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- ⑥ 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有すると認められる者

6 スケジュール

日程	内容
令和元年5月20日(月)	募集要項の公表
令和元年5月27日(月)	現地説明会
令和元年5月23日(木)から 5月28日(火)午後4時まで	募集要項に関する質問の受付期間
令和元年6月7日(金)午後4時	募集要項に関する質問に対する回答
令和元年6月10日(月)から 6月24日(月)まで	応募書類の提出期間
令和元年7月下旬	第1次審査(事務局による書類審査)
令和元年8月中旬	第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
令和元年9月下旬	選考結果の通知

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合があります。

7 募集要項及び現地説明会等

(1) 募集要項の配付

令和元年5月20日(月)から令和元年6月24日(月)まで

※加古川市ホームページにおいて公表するほか、障がい者支援課窓口でも配付します。

なお、窓口での配付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの時間で行います。

(2) 現地説明会

日 時：令和元年5月27日(月)午後2時から(予定)

場 所：加古川市立知的障害者総合支援センター

内 容：募集要項に関する概要説明及び施設見学

参加人数：各法人2名以内

申込方法：現地説明会への参加を希望する法人は、令和元年5月23日(木)午後4時までに別紙3「現地説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXにより障がい者支援課まで送信してください。

※電話・口頭による受付はいたしません。

注意事項

- ・現地説明会への参加は必須ではありません。

※応募にあたっての資格要件ではありません。

- ・会場では募集要項の配付は行いません。参加法人において事前に準備願います。
- ・現地説明会当日における質疑については対応しません。質疑がある場合は、後に定める方法により行ってください。
- ・現地説明会当日は直接現地にお越しください。

なお、会場周辺に駐車場がありませんので、ご注意ください。(現地までの移動手段は法人にて確保してください。)

(3) 募集要項に関する質問の受付

受付期間：令和元年5月23日（木）から令和元年5月28日（火）午後4時まで

質問方法：別紙4「質問書」に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXにより障がい者支援課まで送信してください。

※電話・口頭による受付はいたしません。

回答方法：回答可能な全ての質問及びそれに対する回答を、令和元年6月7日（金）午後4時に加古川市ホームページに掲載する予定です。

なお、回答後の再質問は受け付けません。回答は、募集要項の追加・変更を含む場合があります。

8 応募にあたっての提出書類等

(1) 提出書類

応募にあたっては、別紙5「提出書類一覧」に記載の書類を作成・準備し、提出してください。

なお、提出書類はA4フラットファイルに調製し、正本1部・副本（複写可）15部提出してください。（1部ごとにフラットファイルに綴じてください。）

また、別紙5「提出書類一覧」の番号ごとにインデックスを貼付した仕切り用紙を入れるなどして、容易に資料の検索ができるようにしてください。

(2) 提出期間及び提出場所

提出期間：令和元年6月10日（月）から令和元年6月24日（月）まで

※各日も午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）

提出場所：加古川市役所 本館1階 福祉部 障がい者支援課

※事前に電話連絡の上、提出場所までお持ちください。郵送では受け付けません。

(3) 応募にかかる留意事項

- ① 本応募に関して必要な費用は、全て応募法人の負担とします。
- ② 応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容及び条件を承諾したものとみなします。
- ③ 書類提出後に辞退する場合は、辞退する旨を書面（任意様式）にて提出してください。

(4) 審査対象からの除外

次の要件に該当した応募法人は、審査の対象から除外します。

- ① 複数の事業計画書を提出した場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 提出期限までに所定の提出書類が整わなかった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるおそれのある行為があった場合
- ⑤ その他不正な行為があったと加古川市が認めた場合

(5) 提出書類の取扱い

- ① 提出書類の著作権は応募法人に帰属します。ただし、審査結果の公表に必要な場合等、加古川市が必要と認める場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ② 提出書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募法人が負うものとします。
- ③ 一度提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

9 移管先法人の選考に関する事項

(1) 第1次審査(事務局による書類審査)

事業計画内容が関係法令や募集要項に適合しているか、資金計画が適正であるか等、提出書類に基づいて審査します。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

第1次審査の結果、適正であると判断した法人について、「加古川市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)」による第2次審査を行います。

※第2次審査の日時や場所等については、第1次審査結果の通知の際にお知らせします。

① 出席者

現に法人の運営に関わっている者(3名以内)とします。

② 審査方法

協議会によるヒアリングを実施しますが、それに先立ち、法人によるプレゼンテーションを行っていただきます。

プロジェクター等の機材を用いてプレゼンテーションを行う場合、機材の持込み及び設営は法人が自ら行ってください。スクリーンのみ加古川市が用意・設営します。なお、プロジェクターを用いて説明する場合は、その資料を15部印刷してお持ちください。

※プレゼンテーションは15分以内(準備時間を除く。)とします。

③ 第2次審査評価項目

第2次審査の評価項目は次のとおりです。

項 目	
1	応募の動機等について ・ 応募の動機や目的 ・ 法人内での意思決定
2	事業計画について ・ 理念や方針 ・ 事業内容の継続 ・ 人材の育成 ・ 日常的な安全管理及び緊急時の対応 ・ 虐待防止のための方策 ・ 苦情解決や情報開示、個人情報保護の取組み ・ 地域住民との連携方針
3	サービスの提供について ・ 個別支援計画の作成 ・ 障害の特性に応じた対応 ・ 送迎サービスの実施 ・ 医療機関や家族等との連携 ・ 利用者の受入れ

(3) 移管先法人の決定

協議会での審査結果を踏まえ、移管先法人を市長が決定します。

なお、第2次審査評価項目に基づいて審査した結果、一定以上の評価を得る法人がなかった場合は、この募集に基づく移管先法人の決定はいたしません。

(4) 選考結果の通知

選考結果は、応募のあった各法人に文書で通知します。

10 その他

(1) 移管先法人決定後について

移管先に決定した法人は、各種契約内容の確認等を含め、加古川市と移管に向けた協議を行っていただきます。

(2) 移管先法人決定の取り消し

運営を開始するまでの間に、移管先法人が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、加古川市は移管先法人の決定を取り消すことができるものとします。

- ① 正当な理由がなく各種契約書の締結に応じない場合
- ② 業務の履行が確実にないと見込まれる場合
- ③ 著しく社会的信用を失うに至った場合
- ④ その他、移管先法人として相応しくないと認められる場合

(3) 本市の免責事項

選考された移管先法人が(2)の各事項により移管先法人としての決定を取り消された場合、当該法人が施設の運営の準備のために負担した費用等については、加古川市は補償しないものとします。

11 問合せ及び応募書類等提出先

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

加古川市 福祉部 障がい者支援課 管理係

電 話 : 079-427-9372

F A X : 079-422-8360

メールアドレス : shougai@city.kakogawa.lg.jp

土地、建物及び物品の取扱いについて

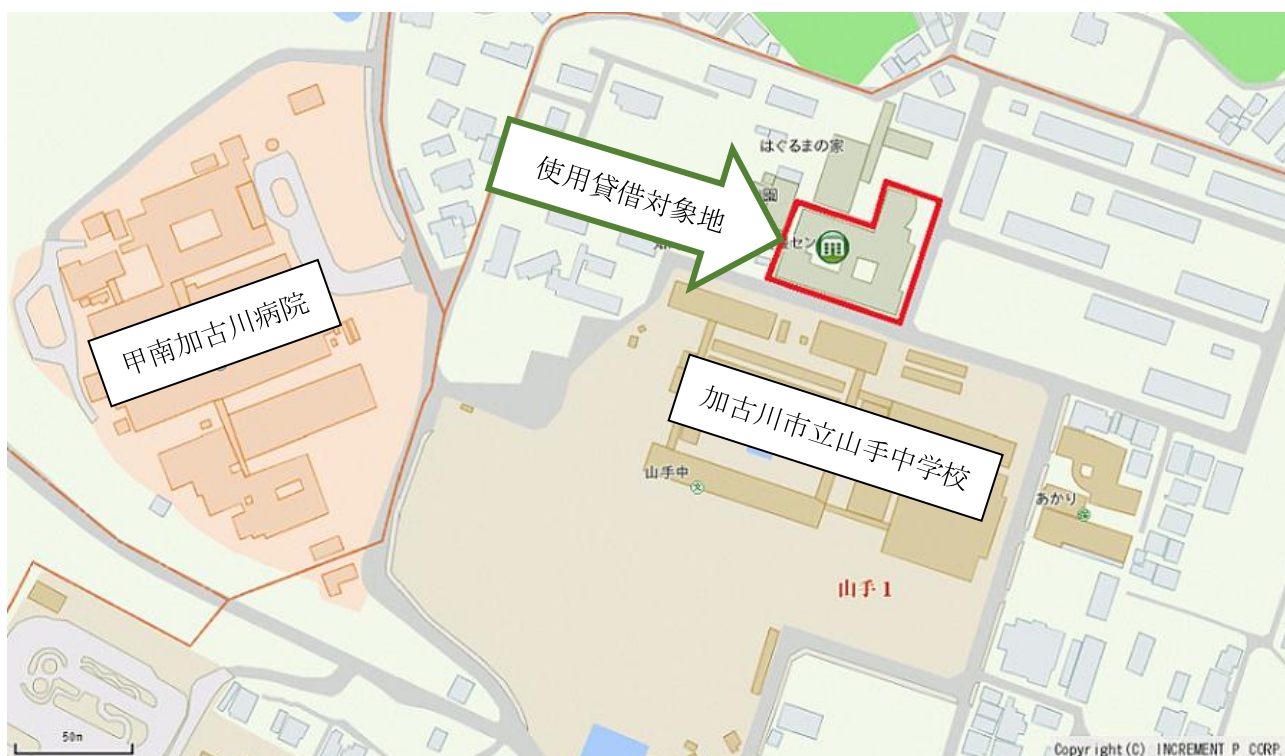
1 土地について

(1) 使用貸借（無償貸付）

貸付開始日は令和2年4月1日とし、開始から30年間は無償貸付とする。

その後においては加古川市と別途協議するものとするが、更新の期間は10年ごととする。

※使用貸借契約の対象となる土地の範囲は、下図赤枠内のおり。



(2) 利用用途の制限

貸付を受けた土地は、障害福祉サービス事業以外の用途に供してはならない。

(3) 将来的な土地の明け渡し

貸付期間の満了等に伴い使用貸借契約が終了する場合、又は契約が解除されたときは、本市が指定する期間内に借受人の負担により建築物等を撤去し、土地を更地にした上で加古川市に返却するものとする。

2 建物について

(1) 譲渡方法

建物については、契約書に基づき無償で譲渡するものとする。

※正式な契約手続は、市議会において財産譲渡の議案が議決された後となる。

※譲渡予定の建物の図面は、加古川市障がい者支援課窓口で閲覧することができる。

(2) 利用用途の制限

譲渡を受けた建物は、障害福祉サービス事業以外の用途に供してはならない。

また、災害が発生又は発生のおそれがある場合に、加古川市から当施設を福祉避難所として使用するための要請を受けたときは、可能な範囲でその要請に応えること。

(3) 維持管理

譲渡を受けた建物については、安全かつ適正な管理を行うとともに、責任をもって維持補修を行うこと。

3 物品について

(1) 譲渡方法

現在、加古川市が所有する物品は、契約書に基づき無償で譲渡するものとする。

※譲渡予定の物品の一覧は、加古川市障がい者支援課窓口で閲覧することができる。

(2) 利用用途の制限

譲渡を受けた物品は、障害福祉サービス事業以外の用途に供してはならない。

施設の運営にあたり遵守すべき事項

1 法令等の遵守

施設の運営にあたっては、以下の法令等を遵守すること。また、今後法令等の改正等があった場合においても、その時点での関係法令等を遵守すること。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
- (4) 社会福祉法
- (5) 社会福祉法施行令
- (6) 社会福祉法施行規則
- (7) その他関係法令等

2 運営に関する条件

総合支援センターにおける運営に関する条件は、以下のとおりとする。

(1) 運営開始日

令和2年4月1日とする。

(2) 定員

移管時点（令和2年4月1日）の定員については、現行の定員のとおりとする。

※現行の定員は、募集要項1ページ「2 総合支援センターの現況」参照。

なお、移管時点以降に定員を変更する場合は、加古川市と事前に協議した上で、利用者等とよく協議を行い、その理解を得るとともに、職員数や施設の面積等を勘案し、良好な施設運営が可能な状態を前提とした定員に設定すること。

(3) 現行利用者の継続利用及び新たな利用者への対応

令和2年3月31日時点の利用者の移管後の継続利用について、利用者本人の意思又は支援者が利用者本人を補佐して行う意思の表明に反し、拒否することは不可とする。

なお、新たな利用者を受け入れる場合は、その障害の特性等に応じた適切な対応を行うこと。

(4) 開所時間及び休所日

現在の総合支援センターの状況を勘案し、設定すること。

※現在の状況は、募集要項1ページ「2 総合支援センターの現況」を参照。

(5) 施設の名称

施設の名称については、利用者及び加古川市と協議の上、決定すること。

(6) 利用者への配慮

利用者の視点に立った運営を心がけること。

(7) 実施事業の内容

原則、移管後 30 年間（西暦 2049 年度末まで）は、次の事業を継続して実施すること。

なお、移管時点以降に実施する事業を変更する場合は、加古川市と事前に協議した上で、利用者等とよく協議を行い、理解を得ること。

① 生活介護事業

⇒ 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する業務

※通所利用者の送迎サービスを含む。

② 日中一時支援

⇒ 法第 77 条第 3 項の規定により行う加古川市地域生活支援事業に関する要綱第 3 条第 2

項第 3 号に規定する日中一時支援に関する業務

③ 短期入所事業

⇒ 法第 5 条第 8 項に規定する短期入所に関する業務

④ 施設入所支援

⇒ 法第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援に関する業務

(8) 職員の配置

障害福祉サービスの事業内容と利用者定員に応じ、法令等に基づく職員を配置するとともに、必要に応じてその他の職員を配置し、安定的な運営を継続すること。

(9) 利用者負担

法令等で定める定率負担と食費等に係る実費負担以外の利用者負担は徴しないこと。

3 事業の引き継ぎ

移管後においても安定的な運営を図るため、現行利用者に対する支援は継続した実施方法を原則とし、移管先法人決定から移管先法人による運営を開始するまでの間に、移管後に勤務する予定の職員を総合支援センターに派遣し、現在の指定管理者との間で引き継ぎ等を実施すること。

現 地 説 明 会 参 加 申 込 書

住 所
申請者 法人の名称
代表者氏名

現地説明会について、次のとおり申し込みます。

申込担当者	役職・氏名	
	電話番号	
参加者 (2名以内)	役職・氏名	

※申込期限：令和元年5月23日（木）午後4時

※説明会当日は、募集要項をお持ちください。

質 問 書

法人名		
質問者	役職・氏名	
	電話番号	
質問内容		

※受付期限：令和元年 5 月 28 日（火）午後 4 時

提出書類一覧

番号	提出書類	様式等
1	加古川市立知的障害者総合支援センター移管先法人応募申込書	様式 1
2	応募の動機・目的等	様式 2
3	事業計画書	様式 3
4	実施体制	様式 4
5	法人概要書	様式 5
6	定款	任意様式
7	役員名簿	任意様式
8	全部事項証明書又は法人登記簿謄本 ※発行後 3 ヶ月以内のもの	公的機関 発行のもの
9	貸借対照表 ※平成 28 年度～平成 30 年度分（原本証明付写しを提出のこと）	任意様式
10	資金収支計算書及びこれに附随する資金収支内訳表 ※平成 28 年度～平成 30 年度分（原本証明付写しを提出のこと）	任意様式
11	事業活動収支内訳表及びこれに附随する事業活動収支内訳表 ※平成 28 年度～平成 30 年度分（原本証明付写しを提出のこと） （平成 30 年度分については見込で提出を可とする） ※令和元年度～令和 3 年度分見込	任意様式
12	財産目録 ※平成 31 年 3 月 31 日現在のもの（原本証明付写しを提出のこと）	任意様式
13	障害福祉サービスに係る監査指摘事項通知及び指摘事項に対する改善報告 ※平成 28 年度～平成 30 年度分（原本証明付写しを提出のこと）	任意様式
14	加古川市税の滞納がないことが確認できる証明書	公的機関 発行のもの
15	その他参考となる資料（必要に応じて添付）	任意様式

運営状況（平成30年10月1日現在）

1 職員の配置状況

職種	常勤（うち兼務）	非常勤（うち兼務）	常勤換算後の人数
管理者	1（0）	0（0）	1
その他事務員等	5（0）	5（0）	8.3
医師	0（0）	0（0）	0
看護職員	1（1）	0（0）	0.9
機能訓練指導員	1（1）	0（0）	0.1
生活支援員	21（0）	5（0）	22.3
サービス管理責任者	2（0）	0（0）	2

※上記配置者が、生活介護・日中一時支援（日中短期入所）・短期入所・施設入所支援を兼務

2 実施事業の概要

- ① 日常生活支援（起床、排泄、着替、洗面、整容、移動、食事、買い物、入浴、洗濯、就寝等の介助）
- ② 生産活動支援（手漉き和紙作成、その他受託軽作業等）
- ③ 余暇活動支援（レクリエーション、創作活動、散歩、ドライブ、買い物等）
- ④ 社会的活動支援（コミュニケーション、自己管理、金銭管理、地域交流、投票や各種公的手続等）
- ⑤ 医療及び健康管理（栄養マネジメント、夜間巡回、健康確認、口腔衛生指導、健康診断、服薬確認、医師及び医療機関との連携、通院付添）
- ⑥ サービス計画作成及び提供記録、その他各種記録の整備
- ⑦ 相談援助（利用者、家族、地域）

3 生活介護事業の送迎サービスの経路

(1) マイクロバス（往路）8：30発 → 10：00着

・Aルート（9名）センター → 稲美町中一色 → 別府町別府 → 別府町新野辺 → 野口町坂井 → 平岡町一色西 → 平岡町新在家 → 神野町石守 → 神野町神野 → センター

・Bルート（10名）センター → 新神野 → 加古川町河原 → 加古川町栗津 → 尾上町養田 → 尾上町今福 → 加古川町平野 → 野口町野口 → 野口町水足 → 八幡町中西条 → センター

(2) マイクロバス (復路) 15:30発 → 17:00着

・Aルート (9名) センター → 神野町神野 → 神野町石守 → 平岡町新在家 → 平岡町一色西 → 野口町坂井 → 別府町新野辺 → 別府町別府 → 稲美町中一色 → センター

・Bルート (10名) センター → 八幡町中西条 → 野口町水足 → 野口町野口 → 加古川町平野 → 尾上町今福 → 尾上町養田 → 加古川町栗津 → 加古川町河原 → 新神野 → センター

4 利用者の状況 (短期入所及び日中一時支援は登録者数)

(単位:人)

事業	施設入所支援	生活介護	短期入所	日中一時支援
① 男女比				
男性	22	34	168	192
女性	18	31	118	123
② 年齢構成				
6～9歳			2	3
10～17歳			31	43
18～19歳	0	0	12	20
20～29歳	2	4	106	109
30～39歳	6	10	59	62
40～49歳	19	31	59	60
50～59歳	9	14	13	13
60歳以上	4	6	4	5
③ 支援区分				
区分なし				
区分1			12	
区分2	0	2	52	
区分3	1	3	94	
区分4	8	20	52	
区分5	13	19	46	
区分6	18	21	30	
④ 在籍年数				
1年未満	2	4		
1～5年未満	5	14		
5～10年未満	2	5		
10～20年未満	12	19		
20年以上	19	23		

(様式1)

加古川市立知的障害者総合支援センター移管先法人応募申込書

加古川市長 あて

住 所
申込者 法人の名称
代表者氏名 印

加古川市立知的障害者総合支援センターの移管先法人として応募したいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

なお、関係書類の記載内容については正確であること及び移管が決定した際には誠実に履行することを誓約します。

申込担当者	役職・氏名	
	電話番号	

【受付印】

(様式2)

応募の動機・目的等

1 応募に至った動機や目的、法人として応募する意思決定をした経緯等について、具体的に記入してください。

(様式3)

事業計画書

1 理念・方針
(1) 事業運営に関する理念や方針について、具体的に記入してください。

2 実施事業の概要

(1) 施設の開所時間及び開所日の考え方や取組みについて、具体的に記入してください。

(2) 定員の考え方や取組みについて、具体的に記入してください。

(3) 送迎サービスの考え方や取組みについて、具体的に記入してください。

(4) 日課や年間予定の計画について、具体的に記入してください。

3 利用者へのサービスの提供

(1) 個別支援計画の作成に関する考え方や取組みについて、具体的に記入してください。

(2) 障害の特性に応じた支援に関する考え方や取組みについて、強度行動障害等の対応困難者への対応を踏まえて、具体的に記入してください。

(3) 利用者からの要望の聞き取り及び事業への反映に関する考え方や取組みについて、具体的に記入してください。

(4) 家族や医療機関との連携に関する考え方や取組みについて、具体的に記入してください。

(5) 日常的な安全管理及び緊急時の対応について、具体的に記入してください。

(6) 利用者への虐待を防止するための方策について、具体的に記入してください。

(7) 苦情解決や情報開示の取組みについて、具体的に記入してください。

(8) 個人情報保護への取組みについて、具体的に記入してください。

(9) 地域住民との連携のあり方について、具体的に記入してください。

4 その他特記事項

(1) 特にアピールしたい提案等があれば、記入してください。

(2) 将来の事業展開として考えていることがあれば、記入してください。

(様式4)

実施体制

1 職員の採用・育成の考え方
(1) 管理者に求める知識及び経験等に関する考え方について、具体的に記入してください。
(2) 職員確保（採用）の方法、時期及び採用見通しについて、具体的に記入してください。
(3) 採用後の職員の育成に関する考え方及び計画等について、具体的に記入してください。

2 職員の配置計画

(1) 配置する資格職の職種及び人数について、記入してください。

(2) 配置する職員の雇用形態及び雇用形態ごとの人数について、記入してください。

(3) 勤務シフトの組み方について、記入してください。

(4) 組織体制を図化して記入してください。

(様式5)

法人概要書

法人名						
事務所所在地						
法人認可状況		年 月 日 厚生(労働)省 第 号				
事業	社会福祉事業	第1種・第2種	種類及び名称	所在地	事業開始年月日	定員
		事業の概要		事業開始年月日		
	公益事業					
	収益事業					
その他						
1 法人の概要						
(1) 沿革						
(2) 活動実績						

2 他の経営施設の状況							
施設種別	施設名	定員	開設年度	繰越金の状況 (年 月末現在)			
3 資産の状況							
資産区分	基本財産			運用財産			
種類	土地		円	土地		円	
	建物		円	建物		円	
	現金		円	現金		円	
	預金		円	預金		円	
資産区分	公益事業財産			収益事業財産			
種類	土地		円	土地		円	
	建物		円	建物		円	
	現金		円	現金		円	
	預金		円	預金		円	
資産	純額 ⑤-⑥	内 訳					
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤積極財産 ①+②+③+④	⑥負債
		①基本財産	②運用財産				
	円	円	円	円	円	円	